

平成22年度 東京都男女平等参画施策一覧

	事業名	事業概要	平成22年度予定	
			事業規模	所管局
2. 人権が尊重される社会の形成				
(1) 男女平等参画を阻害する暴力への取組				
配偶者等からの暴力の防止				
ア. 被害者等への支援				
108	配偶者暴力相談支援センター機能の充実(ウィメンズプラザ)	<p>総合相談 ウィメンズプラザを配偶者暴力に関する総合的な相談窓口として、関係機関と連携しながら、被害者・関係者からの相談に対応し、被害者の状況に応じた助言と情報提供を行います。</p> <p>特別相談 法律相談 配偶者暴力被害などで法的な問題について、弁護士による面接相談を行います。 精神科医師による相談 配偶者暴力被害者の心理面での健康回復を目的として、面接相談を行います。</p> <p>被害者自立支援講座 配偶者暴力被害者の自立促進援助を目的に、心理的サポートと自立支援情報の提供を行う講座を実施します。</p>	<p>開設時間 9:00~21:00(除く年末年始)</p> <p>・法律相談 週2回 ・精神科医師による相談 週2回</p> <p>毎月(月4回講座)</p>	生活文化スポーツ局
	(女性相談センター)	<p>女性相談センター 一時保護等に関する相談を実施します。また、緊急の保護を必要とする女性被害者等の一時保護等を行います。</p>	女性相談センター(多摩支所を含む)の運営	福祉保健局
109	婦人相談員の配置	女性相談センター等に婦人相談員を配置し、日常生活上の問題や悩みについての相談に応じ、必要な援助を行います。(再掲No108)	女性相談センター(多摩支所を含む)の運営(参照No.108)	福祉保健局
110	配偶者暴力対策基本計画の策定及び推進 *	東京都配偶者暴力対策基本計画 平成19年度の配偶者暴力防止法の改正を踏まえ、配偶者暴力対策基本計画を改定します。また、配偶者暴力対策ネットワーク会議において計画の進捗状況の確認及び推進について検討します。	東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議における進捗状況確認及び推進についての検討	生活文化スポーツ局

平成22年度 東京都男女平等参画施策一覧

	事業名	事業概要	平成22年度予定	所管局
			事業規模	
2. 人権が尊重される社会の形成				
	111 配偶者暴力被害者支援基本プログラム等の作成及び活用	被害者支援基本プログラム 相談から自立にいたる段階に応じて、関係機関の機能や役割を体系的に示し、被害者の状況や意思に基づいた適切な支援を行うために、プログラムを作成し、その活用を図ります。 子供のケアプログラム 関係機関が共通の認識を持って被害者やその子供と対応するために、子供のケアに関する体系的なプログラムを作成し、その活用を図ります。	支援の実情等を反映した被害者支援基本プログラム改訂版の作成 1,000部	生活文化スポーツ局
	112 区市町村に向けた「配偶者暴力相談支援センター機能整備の手引」の作成及び活用*	区市町村における支援センター機能整備に役立つよう、支援センター機能や地域連携のあり方及び都との役割分担等について「配偶者暴力相談支援センター機能整備の手引」を作成し、その活用を図ります。	区市町村等関係機関への配布と研修等における活用	生活文化スポーツ局
	113 若年層向け啓発事業の推進*	若年層に向けて、交際相手など親密な関係にある相手からの暴力についての相談機関を周知する等、啓発資料を作成し、配付します。	相談窓口PRカードを関係機関に引き続き配布効果的な配布方法の検討と配布先の開拓	生活文化スポーツ局
	114 配偶者からの暴力への対応	生活安全相談センター及び各警察署において、配偶者からの各種暴力事案に係る相談に対応します。	通常業務を通して実施	警視庁
	115 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護対策等	被害防止措置 配偶者暴力防止法に基づき、暴力の制止その他の被害の発生を防止するための被害防止措置及び関係機関・団体との相互連携協力を行います。	通常業務を通して実施	警視庁
		警察署長等の援助 法令に基づき、被害者から警察署長等に対し、被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出を受け、申出が相当であると認めるときは、被害者自らが行う安全確保策等を教示するとともに、被害者の住居を知られないようにするなど、配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行います。	通常業務を通して実施	
		保護命令違反の取締り 配偶者暴力防止法に基づく保護命令違反の取締りを行います。	通常業務を通して実施	
イ. 自立生活再建のための支援				
	116 子供に対する講座の実施	配偶者暴力のある家庭の子供を対象に、心の傷の回復を支援するため、遊びを通じた精神的なケアを図る講座を実施します。	月1～2回 定員15人程度	生活文化スポーツ局

平成22年度 東京都男女平等参画施策一覧

	事業名	事業概要	平成22年度予定		所管局
			事業規模		
2. 人権が尊重される社会の形成					
	117	自立生活スタート支援事業	様々な困難に直面している施設利用者の新生活へのチャレンジを支援するため、相談対応・情報提供を行うとともに、現行制度の利用が困難な方へ、転居資金（敷金・礼金等）、就職支度金、技能習得資金、就学支度資金の貸付を行います。	転居資金、就職支度金、技能習得資金の貸付 150件	福祉保健局
	118	都営住宅を活用した被害者の住宅の確保	単身被害者の都営住宅への入居を実施します。	年4回募集 (2月、5月、8月、11月) (No.84参照)	都市整備局
ひとり親家庭の都営住宅の入居機会を拡大するため、世帯向け募集における当選倍率の優遇、ポイント方式による募集、母子生活支援施設転出者向け特別割当てを行います。20歳未満の子供のいる被害者をひとり親世帯とみなします。(再掲No.84)					
住宅に困窮する事情が多様化している現状を踏まえ、配偶者暴力被害等により従前の住居に居住することが困難となった世帯に対する優先入居を実施します。			年2回募集(5月、11月) 当選率が一般の世帯に比べて5倍程度になる優遇抽選を行います。		
	119	ITボランティア講座	被害者の就労に役立つパソコン技術の習得を支援するため、民間ボランティア等と連携し、IT講座を実施します。	パソコン講座 月2回 定員5~10人程度	生活文化スポーツ局
	120	しごとセンターにおける支援	一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングや再就職支援セミナーを実施するほか、能力開発、職業紹介を行うなど、就職活動を支援します。	しごとセンター及び同多摩拠点における支援	産業労働局
被害者に対して適切な対応ができるよう、相談員や受付窓口担当者等に対する研修を実施します。					
	121	母子自立支援員の活動	母子家庭及び寡婦に対する相談と、その自立に必要な援助、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。(再掲No.78)	(参照No.78)	福祉保健局
	122	職業訓練の実施(母子家庭の母等に対する職業訓練)	公共職業訓練を受講する母子家庭の母等に対し、受講期間中訓練手当を支給します。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図ります。(再掲No.22)	(参照No.22)	産業労働局
	123	母子家庭等就業・自立支援センターによる就業の支援等	都が指定する母子家庭等就業・自立支援センターにより、就業情報の提供、自立促進講習会などの各種支援策を実施します。(再掲No.73)	(参照No.73)	福祉保健局

平成22年度 東京都男女平等参画施策一覧

	事業名	事業概要	平成22年度予定		
			事業規模	所管局	
2. 人権が尊重される社会の形成					
	124	ひとり親家庭生活支援事業の実施	ひとり親家庭に対して、区市町村が実施する相談事業や資格取得支援など、各種事業への補助を行います。 (再掲No.75)	(参照No.75)	福祉保健局
	125	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母親の就業を支援するため、教育訓練や国家資格取得に要する費用の一部を支給をします。(再掲No.77)	(参照No.77)	福祉保健局
	126	母子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の就業自立を促進するため、自立支援プログラムに基づく就労支援を行います。 (再掲No.79)	(参照No.79)	福祉保健局
	127	児童扶養手当・児童育成手当の支給	母子家庭等に対する児童扶養手当の支給、ひとり親家庭に対する児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。 (再掲No.80)	(参照No.80)	福祉保健局
	128	養育費相談体制の充実 *	母子家庭等就業・自立支援センターに専門の相談員を配置し、養育費相談を実施します。(再掲No.74)	(参照No.74)	福祉保健局
	129	母子福祉資金の貸付	母子家庭等に対し、母子福祉資金の貸付を実施し、母子家庭等を経済的に支援します。(再掲No.81)	(参照No.81)	福祉保健局
	130	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の実施	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行う市町村の事業に対して補助します。(再掲No.76)	(参照No.76)	福祉保健局
	131	高等技能訓練促進費等事業費の補助 *	国家資格取得に関わる養成機関へ通学する母子家庭の母に訓練促進費を支給する事業を行う区市に対して費用の一部を補助します。(再掲No.82)	(参照No.82)	福祉保健局
ウ. 普及・啓発					
	132	講演会等の開催	配偶者暴力の防止に向け、配偶者暴力に関する正しい知識、理解の促進のため、講演会等を実施します。	配偶者暴力防止講演会の開催 年1回	生活文化スポーツ局
	133	啓発用パンフレット等の作成・配布	配偶者暴力防止に関するパンフレット等を広く都民や関係機関等に配布し、暴力に対する理解を促します。	配偶者暴力啓発パンフレットの配付・普及啓発	生活文化スポーツ局

平成22年度 東京都男女平等参画施策一覧

	事業名	事業概要	平成22年度予定	所管局
			事業規模	
2. 人権が尊重される社会の形成				
エ. 人材の育成・連携の強化				
	134 職務関係者研修	配偶者暴力被害者とかかわりのある関係機関（保健、医療、福祉、警察、学校等）の職員に対して、配偶者暴力の実態、法制度、支援に必要な情報・技術（二次被害の防止を含みます。）を提供します。	年7回	生活文化スポーツ局
	135 民間人材の養成	民間団体とも協力して、民間団体の活動に有用である人材を養成し、活用できる仕組みづくりを進めます。	・外国人DV被害者支援に向け、通訳養成講座（年2回）を実施 ・講座修了者の活動支援を実施	生活文化スポーツ局
	136 配偶者暴力対策ネットワーク会議の設置・運営	都、区市町村、警察等関係機関の連携強化を図り、配偶者暴力対策を総合的に推進するため、都における広域連携ネットワークを構築します。	・配偶者暴力対策ネットワーク会議 年3回 ・推進部会 年4回 ・連携部会 年4回 ・研修会 年1回 ・関係機関の連携強化を図るため、ネットワーク会議委員の追加。	生活文化スポーツ局
	137 区市町村地域連携モデル事業	区市町村を中心とした支援体制を構築するため、配偶者暴力相談支援機能の充実、地域のネットワークづくりのための支援事業を試行します。	平成20年度終了 （平成19～20年度の2年間の時限事業）	生活文化スポーツ局
	138 区市町村支援事業 *	区市町村配偶者暴力被害者支援基本計画等の策定や、関係機関の連携体制の構築等に向けた取組を支援する事業を行います。	・コーディネート研修の実施 年2回 ・区市町村配偶者暴力相談支援センター機能整備推進窓口の設置	生活文化スポーツ局
	139 DV防止等民間活動助成事業	民間団体等が自主的に行う配偶者暴力対策に関する事業を助成し、民間の活動を支援します。	・アドバイザー派遣 ・民間被害者支援施設の基盤の強化・充実 ・活動支援	生活文化スポーツ局
	140 調査・研究	都における相談事例の分析など、配偶者暴力の被害や自立支援に関する実態把握に努めていきます。	東京都配偶者暴力対策基本計画等の策定等に伴い実施	生活文化スポーツ局
性暴力・ストーカー等の防止				
ア. 被害者等への支援				
	141 相談・一時保護	ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。（再掲NO.108）	・東京ウィメンズプラザの運営（参照No.108） ・女性相談センター（多摩支所を含む）の運営（参照No.108）	生活文化スポーツ局 福祉保健局
	142 来日外国人女性緊急保護事業の補助	緊急に保護を求める外国人女性に対する保護体制の充実を図るため、外国人女性の緊急保護を実施する法人に対し、その運営に要する経費の一部を補助します。	緊急保護施設 1か所	福祉保健局

平成22年度 東京都男女平等参画施策一覧

	事業名	事業概要	平成22年度予定	所管局	
			事業規模		
2. 人権が尊重される社会の形成					
143	女性に対する相談体制の充実	鉄道警察隊分駐所に痴漢被害相談所を設置し、また、女性警察官が配置されている交番に女性の安全相談所を開設し、女性警察官が女性の被害や相談等の受理に当たり、性犯罪等の防止と相談しやすい体制の充実に図ります。	相談所を開設し対応	警視庁	
	情報提供、相談、カウンセリング機能の充実	「犯罪被害者ホットライン」により、被害者からの相談に応じるほか、各警察署における被害者相談受理体制の整備、充実に図ります。「被害者の手引き」の交付により、各種情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・「被害者の手引き」 9,800部 (身体犯用) ・英語版「被害者の手引き」 3,000部 (身体犯用) 	警視庁	
	性犯罪被害者に対する支援	性犯罪被害者の治療等に係る経済的負担の軽減を図るため、緊急避妊薬、性感染症検査及び人工妊娠中絶に係る費用の一部を公費により支出します。	通常業務を通して実施	警視庁	
	性犯罪被害者への配慮	女性警察官のうち、適任者を「性犯罪捜査員」に指定し、事件の潜在化防止と被害者の精神的負担の軽減を図ります。	性犯罪捜査員の育成と本部、警察署への配置の拡充	警視庁	
			性犯罪捜査員に対し、性犯罪被害者からの事情聴取、供述調書の作成、その他専門的知識及び技能習得に重きを置いた訓練を推進し、捜査能力の向上に努めるとともに、組織的な体制強化をしています。	性犯罪捜査員以外の者に対する指導・教育の実施 捜査資器材の整備	
	性暴力、性犯罪への対応と取締り強化	<p>捜査を迅速かつ的確に推進するため、主管課の専務員が早期現場臨場するとともに、性犯罪捜査員の育成増強を図ります。</p> <p>「犯罪被害者支援推進月間」を実施し、性犯罪被害者に対する処遇の適正と捜査の徹底を図ります。</p> <p>児童ポルノ・児童買春等の根絶に向けて、取締体制の強化及び少年相談専門職員等による相談・保護の充実に図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪捜査員の積極的活用 ・性犯罪対策の効果的推進 	警視庁	
(社)被害者支援都民センターと協働した被害者等への支援*	民間団体と協働して犯罪被害者のための東京都総合相談窓口を設置し、電話等相談、面接相談、直接的支援等を行います。	<p>受付日時</p> <p>月・木・金 9:30～17:30</p> <p>火・水 9:30～19:00</p> <p>(祝日・年末年始除く)</p>	総務局		

平成22年度 東京都男女平等参画施策一覧

	事業名	事業概要	平成22年度予定		所管局
			事業規模		
2. 人権が尊重される社会の形成					
セクシュアル・ハラスメントの防止					
ア. 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策					
149	セクシュアル・ハラスメント防止連絡会議の開催	各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等からなる連絡会議を設置して、都におけるセクシュアル・ハラスメントの防止を図ります。	・ 会議の開催 年4回 ・ セクシュアルハラスメント対策について、各任命権者間の調整、意見交換等を行う。		総務局
150	セクシュアル・ハラスメント相談員の設置	各局にセクシュアル・ハラスメント相談員を設置して、職員からの相談・苦情を受け、また職員に対して適切な指導及び助言を行います。	各局で実施		各局
151	セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修	講師養成研修「男女平等推進科」 セクシュアル・ハラスメント相談員及び局の人権・セクハラ研修の講師を対象に男女平等参画についての研修を行います。	・ 講師養成研修「人権・同和問題科（基礎）」に統合対象者 管理職及び管理職候補者 年2回開催 合計140名		総務局
		講師養成研修「人権・同和問題科」 管理職及び管理職候補者を対象にセクシュアル・ハラスメントに関する研修を行います。	「人権・同和問題科（基礎）」 年2回開催 合計140名（再掲）		
		職員を対象に男女平等参画についての研修を実施します。	各局で実施		各局
		公立学校の初任者研修や10年経験者研修、管理職研修（候補者を含みます。）において、セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を実施します。	・ 教育管理職研修 740名 年3回開催 ・ 初任者等研修 697名 年1回開催 ・ 10年経験者研修 900名 年1回開催		教育庁
イ. 相談・普及啓発					
152	セクシュアル・ハラスメント防止に関する労働相談等	労働者・使用者双方に対して、セクシュアル・ハラスメント防止に関する普及啓発活動を行います。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談、あっせんを行います。	(一部参照No.9)		産業労働局

	事業名	事業概要	平成22年度予定	所管局
			事業規模	
2. 人権が尊重される社会の形成				
(2) 生涯を通じた男女の健康支援				
ア. 母子保健医療体制の整備及び相談等の支援				
145	153 周産期母子医療体制の整備	周産期医療は、妊娠合併症や分娩時の新生児仮死への対応等緊急性の高いものが多く、迅速に適切な医療を行うことが母・児の生命や治療後の経過を左右するため、出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度な医療に対応できる周産期母子医療センターなどの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制を確立します。	<ul style="list-style-type: none"> 周産期母子医療センターの運営費補助 23施設 NICU(新生児集中治療管理室) 216床 母体救命対応の総合周産期星医療センターの整備 4施設 搬送コーディネーターの配置 周産期母子医療センター新規開設支援 周産期医療施設等の整備 12施設 周産期連携病院等の整備 9施設 周産期医療ネットワークグループの構築 周産期医療協議会の開催 7回(協議会3回、部会4回) NICUからの円滑な退院に向けた取組への支援 多摩新生児連携病院の創設 4施設 周産期連携病院(休日・全夜間深慮事業) 21施設 産科医等確保支援事業 産科医等育成支援事業 新生児医療担当医(新生児科医)確保事業 新生児救命研修 その他(周産期医療情報ネットワーク、周産期医療関係者研修、周産期医療調査事業等) 	福祉保健局
	154 小児救急医療体制の整備	区市町村が実施する小児初期救急医療に要する費用の補助や、全都における小児の二次救急医療体制を確保するほか、より専門性の高い小児三次救急医療体制を確保するためのネットワークを構築します。	<ul style="list-style-type: none"> 小児初期救急運営費補助 平日夜間診療 53地区 小児初期救急医療施設等整備 施設整備 1施設 設備整備 1施設 休日・全夜間診療(小児) 	福祉保健局

平成22年度 東京都男女平等参画施策一覧

	事業名	事業概要	平成22年度予定	所管局
			事業規模	
			全都60施設 72床/日 (うちトリアージナース配置 9施設) (うち重症対応 11施設)	
			・ 休日・全夜間参画医療機関施設整備費等補助(小児) 設備整備 2施設 ・ 休日・全夜間診療事業(小児)参画等支援事業 ・ 小児救急医師確保緊急事業 ・ 子ども救命センターの創設 4施設 ・ 小児医療ネットワークモデル事業 ・ 小児救急医療対策協議会 (協議会3回、講演会1回)	
155	母子保健医療に関する相談事業	電話相談「母と子の健康相談室」(小児救急相談) 母子の健全な育成を図り、また、小児救急医療の前段階での安心の確保のため、区市町村保健センター等が閉庁する平日夜間・休日に、都民を対象として母と子の健康や育児に関する不安や悩みについて、保健師や助産師等、また、必要に応じて小児科医師が専門的な立場から電話での相談に応じます。	通年実施	福祉保健局
		SIDS電話相談 SIDS(乳幼児突然死症候群)をはじめ、病気、事故、死産などで子供を亡くした家族等の精神的支援を行うため、保健師及び体験者が相談に応じます。	通年実施	
		TOKYO子育て情報サービス 妊娠、子育て及び子供の事故防止等に関する情報を365日24時間、電話(音声自動応答システム)とファクシミリにより提供します。	通年実施	
		東京都子ども医療ガイド 育児経験の少ない親などを対象に、子供の病気やけがへの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどをホームページで、動くキャラクターと音声による会話方式の親しみやすい形で情報提供します。	インターネットによる情報提供	

平成22年度 東京都男女平等参画施策一覧

	事業名	事業概要	平成22年度予定		所管局
			事業規模		
156	医療費の助成等	妊娠高血圧症候群等医療費の助成 妊産婦の死亡原因となるとともに、出生児に対する影響も著しい妊娠高血圧症候群等に罹患している妊婦が早期に適切な医療を受けることを容易にするため、必要な医療費の助成を行います。	延べ58人（区部を除く）		福祉保健局
		入院助産 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合、妊産婦に対し助産施設において助産を行います。	認定者数	771人	
157	不妊治療費の助成	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精と顕微授精に要する費用を助成し、次世代育成支援の一助とします。	延べ 8,220人		福祉保健局
イ．各年代に応じた健康支援及び性教育					
158	生涯を通じた女性の健康支援事業	女性の健康支援のための知識の普及と心身の健康に関する相談指導や不妊に関する相談を行うとともに、相談・指導に従事する者の養成・資質向上のための講習会や研修を行います。	女性のための健康ｺｰﾄﾞﾗｲﾝ 不妊ｺｰﾄﾞﾗｲﾝ 相談指導（相談指導員養成）	通年 通年 通年	福祉保健局
159	女性のがん対策強化事業	乳がんに関する普及啓発に加えて、現在、区市町村が実施している乳がん等5つのがん検診の受診率を向上させ、がんの早期発見に結びつけるため、がん予防やがん検診に関する知識の普及を図ります。	普及啓発（ポスター・ライトアップ等）		福祉保健局
160	女性専用外来の設置	女性特有の身体症状（疾患）やストレスなどによる心身の変調などを対象に、女性医師が「女性の心身を総合的に診察する。」専門外来を実施します。	原則として電話による予約制で、一人あたりの診療時間は30分程度 都立病院（3か所） ・大塚病院（週3回） ・墨東病院（現在調整中） ・府中病院（週3回） 東京都保健医療公社（2か所） ・多摩南部地域病院（週1回） 大久保病院（週1回） 多摩南部地域病院（月2回）		病院経営本部

平成22年度 東京都男女平等参画施策一覧

	事業名	事業概要	平成22年度予定	所管局
			事業規模	
161	こころの健康づくりの推進	こころにゆとりのある人を増やすため、上手な休養のとり方やストレス対処方法に関する普及啓発を行うとともに、メンタルヘルスの対策が遅れている中小企業における職場での取組を支援します。	モデル事業（区部4か所、多摩地域1か所）	福祉保健局
162	自殺総合対策東京会議の設置・運営	保健、医療、福祉、労働、教育、警察などの関係機関により、自殺対策の社会的推進のあり方を検討するとともに、相互連携のもと協働して総合的な対策を進めます。	1協議会、3分科会	福祉保健局
163	自殺実態調査の実施	東京における自殺の実態について、地域別に把握するなど、調査・分析を行い、自殺対策の推進・評価の基礎とします。	平成20年度に事業終了	福祉保健局
164	自殺問題に関する普及啓発	自殺問題の実態や社会的取組の必要性について、都民、企業などの理解の増進と協力を進めるため、関係機関とともに都民的な運動を展開します。	2回/年	福祉保健局
165	「ゲートキーパー」の養成	地域や職場などで、周囲の人の顔色や態度などで自殺のサインを読み取り、専門家を紹介するなど、自殺を未然に防止する役割を担う「ゲートキーパー」を養成します。	300人養成（指導者）	福祉保健局
166	「こころといのちの相談・支援東京ネットワーク」の構築	自殺の背景にある複合的な問題に対応するため、保健医療、労働、法律分野の相談機関や民間関係団体等の構成による重層的な相談・支援のネットワークを構築します。	区部：12区、多摩：5圏域	福祉保健局
167	かかりつけ医による「うつ」の診療体制の強化	重症化すると自殺に至るおそれがある「うつ病」について、かかりつけ医での早期発見と専門医療の提供体制を整備します。	5回10地区	福祉保健局
168	夜間こころの電話相談事業	通常の相談機関が開設していない時間帯（17時から22時）において相談を受け付け、うつ病等の病状悪化や自殺防止を図ります。	準夜間帯における電話相談	福祉保健局
169	自殺者の遺族に対する支援策の検討	大きな衝撃を受ける遺族への適切な情報提供や精神的なケアの仕組みなどの支援策について検討します。	人材育成研修 2回/年	福祉保健局
170	東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～*	自殺専用の相談電話を設置し、電話相談に対応する相談員の人材育成を行うことにより、自殺念慮者の相談に応じるとともに、適切な相談機関につなぐなどにより自殺防止を図ります。	電話相談	福祉保健局
171	自殺統計の集計・分析*	自殺の実態を把握し、地域特性を踏まえた施策展開を行うため、自殺に関する各種統計をデータベース化します。	集計・分析委託	福祉保健局
172	地域自殺対策緊急強化基金事業*	区市町村及び民間団体の自殺対策事業に補助を行う。	民間団体補助 10団体 区市町村補助 62区市町村	福祉保健局

平成22年度 東京都男女平等参画施策一覧

	事業名	事業概要	平成22年度予定	所管局
			事業規模	
149	173 性感染症対策・エイズ対策	<p>性感染症検査 保健所で実施しているHIV検査に併せて、希望者に対して性感染症の検査を行います。検査時にカウンセリングを行い、陽性者に対しては治療を勧めています。</p> <p>性感染症普及啓発活動 パンフレットを作成し、性感染症の正しい知識の普及啓発を図ります。</p> <p>エイズ相談検診体制 エイズの早期発見、感染の潜在化を防ぐため、HIV検査を保健所で実施します。検診・相談を通じてエイズに関する偏見のない社会づくりを目指します。保健所・病院では対応できない土・日・夜間に無料検査機関(東京都南新宿検査・相談室)において検診を実施しています。</p>	<p>33,100件</p> <p>15,000部</p> <p>H I V 検査 ・ 土日夜間常設検診機関 区部 1 か所 ・ 都保健所 週 1 回 3 か所 ・ 多摩地域検査・相談室 毎週土曜</p>	福祉保健局
	174 エイズ啓発拠点事業の充実・強化	<p>繁華街等集まる若者をターゲットにエイズ啓発拠点(ふぉー・てぃー)事業を通年で実施するとともに、繁華街での広報活動により情報発信を強化するなど、さらに効果的に予防啓発を図ります。</p>	<p>「ふぉー・てぃー」事業の通年実施、広報活動の強化</p>	福祉保健局
	175 エイズ対策普及啓発活動の強化	<p>若年層に対する普及啓発として、同年代の仲間同士(=ピア)と一緒にエイズのことを考えながら、エイズ予防や感染者への偏見・差別をなくすための活動を保健所と協力しながら実施します。</p>	<p>・ ピアエデュケーターの養成 15人 ・ ピアエデュケーターの派遣 40回</p>	福祉保健局
	176 学校における性教育の改善・充実	<p>各学校における性教育の全体計画及び年間指導計画の工夫や作成について、「性教育の手引き」等を活用し、児童・生徒の人格の完成を目指す「人間教育」の一環として、人間尊重の精神に基づいて性教育を適正に行うことができるよう支援します。</p> <p>研修会等を通して、児童・生徒の健康的なライフスタイルの確立を目指した性教育に関する指導方法の工夫・改善を行うことができるよう教員等の指導力の向上を図ります。</p> <p>区市町村教育委員会と連携し、公立学校における適正な性教育の実施及びその定着を図ります。</p>	<p>・ 区市町村教育委員会主催の研修会 ・ 学校訪問指導</p> <p>・ 専門性向上研修 保健室経営 500名 年 3 回開催 ・ 認定研修団体による研修 100名 年 6 回開催 ・ 学校訪問指導</p> <p>・ 体育・健康教育担当指導主事連絡協議会 ・ 学校訪問指導</p>	教育庁
	177 薬物対策の推進	<p>覚せい剤等の薬物が女性をターゲットとして「ヤセ薬」・「ダイエット効果」と称されて密売され、女性の健康がおびやかされていることから、薬物の根絶と啓発に努めます。</p>	<p>通常業務を通して実施</p>	警視庁

平成22年度 東京都男女平等参画施策一覧

	事業名	事業概要	平成22年度予定		所管局
			事業規模		
(3) 男女平等参画とメディア					
ア. メディアへの対応					
	178	不健全図書類の区分陳列	「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、著しく性的感情を刺激する等、青少年の健全な育成を阻害する図書類の区分陳列を徹底します。	<ul style="list-style-type: none"> 東京都青少年健全育成審議会の開催 (不健全図書類の諮問) 12回 不健全図書類の販売状況に関する立入調査 通年 	青少年・治安対策本部
	179	インターネット等に関する取組	<p>「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報を取り除くためのフィルタリングの普及を推進します。</p> <p>インターネットやゲームをする上での、家庭内におけるルールづくりを支援することで、親子のコミュニケーションをより一層、緊密にすると同時に有害情報から子供を守ります。</p>	<p>条例の内容について普及啓発の促進を図り、フィルタリングに関する手続きについて、事業者及び保護者の責務を徹底させる。</p> <p>ファミリールール講座の実施 通年 出前講演会の実施 通年 eメディアリーダー養成講座の開催 通年 ファシリテーター養成講座の開催 通年</p>	青少年・治安対策本部
	180	インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討	<p>ネット環境浄化のために、ハイテク犯罪対策協議会等と連携した広報啓発活動を推進します。</p> <p>サイバーパトロールのほか、各種相談事案を通じて違法・有害情報を収集し、対策と取締りを推進します。</p>	通常業務を通して実施	警視庁
	181	情報モラル教育の充実	教職員研修センター等において教員研修を実施し、性や暴力表現を扱ったメディアから児童・生徒を守ることを含め、情報を発信する責任や情報モラル、リテラシーに関する教育の充実を図ります。	<p>専門性向上研修</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報教育 50名 年2回開催 認定研修団体による研修 30名 年5回開催 <p>インターネット等の適正な利用に関する指導資料の作成・配布 ・都内公立学校の小学校5年生全員、中学校1年生全員ほかに配布 約20万部</p>	教育庁
	182	庁内広報誌作成のポイント	男女平等参画の視点に立った広報紙・誌、ポスター等を作成するよう庁内に周知します。	ポスター等作成時の留意事項について周知	生活文化スポーツ局